

保護者の皆様へ

(就学援助申請中の方のみ)

大和市教育委員会

就学援助制度のめがね購入費等及び医療費の補助(償還払い)について

大和市では、就学援助対象者に対してめがね購入費等及び医療費の補助を行っています。就学援助の認定時期は例年、6月下旬以降となっているため、認定までの間は、就学援助制度のめがね購入費等及び医療費の自己負担分を一時、保護者に立替払いしていただき、認定後に市から保護者にお支払いいたします(償還払い)。

就学援助制度のめがね購入費等及び医療費の補助を希望される場合は、保健給食課(大和市役所2階)でめがね購入等の前に申請が必要です。

事前の申請がない場合は、お支払いできませんのでご注意ください。

(注)就学援助制度を利用されるためには、まず就学援助の申請が必要です。

就学援助が認定されなかった場合、補助(償還払い)はできません。

就学援助申請等の詳細については、二次元コードから大和市 HP にてご確認ください。



1 就学援助制度のめがね購入費等補助について

(1)対象者

・学校から交付される視力検査結果のお知らせにおいて、片裸眼視力が0.6以下(CまたはD)の方。(視力を矯正している方(めがねを常時使用していない方も含む)は、めがねをかけて視力検査をして片矯正視力 0.6 以下(CまたはD))の場合、対象となります。)

※学校の健康診断、又は、本人の申し出により学校で行った視力検査の結果が必要です。病院の視力検査の結果ではありませんのでご注意ください。

※遠視の場合は条件が異なりますので、保健給食課にご相談ください。

※生活保護世帯の方はそちらの制度が優先されますので、生活援護課にご相談ください。

(2)注意事項

・眼科医院とめがね店は、指定されています。指定眼科医院及び指定めがね店以外は、原則としてご利用できません。

・めがね購入費等の補助は、下記区分ごとに1回限りとなります。

(令和6年度以前の補助履歴は含みません。)

①小学校1年～3年	②小学校4年～6年	③中学校1年～3年
-----------	-----------	-----------

(3)めがねが破損した場合 ※学校の管理下における破損のみ対象です。

・申請前に、指定めがね店で修理不能であることを確認してください。

・修理可能であれば、自費で修理して使用してください(補助対象外)。

・修理不能であれば、交換が必要な部位(フレーム、レンズ、めがね一式)を指定めがね店で確認し、学校にてめがね券再交付申請書を受取り、学校から交付される視力検査結果のお知らせ持参で保健給食課に申請に来てください。(3年に1回の区分は適用されません。)

(4)めがねを紛失した場合 ※学校の管理下における紛失のみ対象です。

・学校にてめがね券再交付申請書を受取り、学校から交付される視力検査結果のお知らせ持参で保健給食課に申請に来てください。(3年に1回の区分は適用されません。)

※ 裏面も必ずお読みください。

(5)申請窓口

大和市役所本庁舎2階 大和市教育委員会 保健給食課 電話 046-260-5206

受付時間:平日 午前8時30分～午後5時

※申請の際は、保護者の方がお越しください。

※補助申請の前にお支払いされためがね購入費等は補助対象となりません。必ず、指定眼科医院や指定めがね店に行く前に申請してください。

● 就学援助認定前の「検眼料及びめがね購入費補助」申請手続き(4月～6月下旬)

①受診前	・表面に記載されている条件を満たした場合、事前に保健給食課窓口で申請。 ・「めがね注文書(償還払い用)」を受け取る。 ※医療証をお持ちでない方には、「視力精密検査依頼書(償還払い用)」も交付します。
②指定眼科 医院受診	・指定眼科医院で検査を行う。(健康保険と医療証をお持ちの方は指定眼科医院に提示してください。) ・めがねの作成が必要と診断された場合は「めがね処方箋」を受け取る。 ※「視力精密検査依頼書(償還払い用)」を交付された場合は指定眼科医に提出し、自己負担額を支払い、「領収書」と「視力精密検査の結果について(償還払い用)」を受け取ってください。(注:紛失すると償還払いはできません。)
③指定めがね 店でめがね 購入	・指定めがね店で「めがね注文書(償還払い用)」、めがね処方箋を提出し、めがね購入費を支払う。 ・「領収書」「めがね受領書(償還払い用)」「めがね処方箋」を受け取る。
④就学援助 認定後	・「領収書(めがね店)」「めがね受領書(償還払い用)」「めがね処方箋」、保護者の振込先が分かるもの(通帳など)をご用意のうえ、保健給食課に請求をする。(※令和8年度の上限はめがね一式5,000円です。) ※「視力精密検査の結果について(償還払い用)」が交付された場合は、「領収書(眼科)」「視力精密検査の結果について(償還払い用)」もご用意ください。

※就学援助の認定以降(6月下旬以降)に申請する場合は指定めがね店での会計時に立替払い不要の「めがね注文書」を交付いたします。

2 就学援助制度の医療費補助について

学校の健康診断後、学校病の病名で治療の指示を受け、教育委員会が発行する就学援助の医療券を持参のうえで治療にあたる時は、医療費が補助され、自己負担額なしで受診が可能です。

◇学校病とは?…う歯(むし歯)・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病(虫卵保有含む)

◇補助額…健康保険に加入している方は、健康保険適用額の3割
(健康保険に加入していない方は、健康保険適用額の10割)

※ 学校病に該当しない病気、また、健康保険適用外の医療費補助はできません。

※ 受診勧告書を紛失された場合や、前年度から継続治療されている場合には、保健給食課にご相談ください。

※ 医療費補助の申請をせずに受診し、既に支払い済みの医療費は補助されません。

● 就学援助認定前の「医療費補助」申請手続き(4月～6月下旬)

申請方法については保健給食課までお問い合わせください。